

Date: 2018/05/01 23:22
Subject: 公益社団法人 日本警察犬協会 理事長 鈎持純一 殿、公益社団法人 日本シェパード犬登録協会 会長 山口 正 殿、ご通知
From: SVJ <svj@wusv.jp>
To: 警察犬協会 <info@policedog.or.jp>, JSV <info@jsv.ne.jp>
CC: 名倉 <[REDACTED]>, svj@wusv.jp

公益社団法人 日本警察犬協会 理事長 鈎持純一 殿

公益社団法人 日本シェパード犬登録協会 会長 山口 正 殿

ご通知

先ず、申しておきますが、平成30年4月27日付けて、公益社団法人 日本警察犬協会 鈎持純一 理事長がJPDS副会長、そして公益社団法人 日本シェパード犬登録協会 山口 正 会長がJPDS事務局長と名乗り、連名にて「異議申立に対する決定」などと題した書簡を一般社団法人SVJに郵送されましたが、当会は何人にも、いかなる団体にも異議申立なる行為をいたしておりません。したがってSVJは「異議申立に対する決定」に記された第1・第2・第3の各説明は、何の根拠もなく事実に基づいていない單なる虚空の書であるとの認識であることを通告します。

さて、これまでに再三要請し、さらに2018年4月19日付けて、JPDS規約第8条4「拠出金及び会費は事務局長が管理し、会長が監督する。」に基づき、設立時から現在までの収支を監督するにあたり、JPDS収支計算書及び通帳のコピーをPD及びSVJに直ちに送付するようJSV山口正会長に要請しましたが、未だそれは届いておりません。さらに、これまでのWUSVからのメールを全てPD及びSVJに転送することも要請しましたが、未だそれは成されていません。

したがいまして、

1. JPDS規約第8条4に基づく会長職務の遂行のため、2018年5月7日までにJPDS収支計算書及び通帳のコピーをPD及びSVJに送付するようJSV山口正会長に請求します。なお、期日までに収支計算書及び通帳のコピーの到着がなき場合には法的手続を取らせて頂くことがありますのでご承知おきください。
2. これまでのWUSV・SVとの全てのメール通信(WUSV・SVからの受信メール及びJPDS登録アドレスでのWUSV・SVへの送信メール)を、2018年5月7日までにPD及びSVJに転送するようJSV山口正会長に請求します。なお、期日までに転送がなき場合には1同様、法的手続を取らせて頂くことがありますのでご承知おきください。
3. 2018年5月14日(月)・13時より・沼津インタークランドホテル(会議室)静岡県沼津市岡一色526-1にてJPDS三協会会議を開催したく存じます。先ずはご都合のほどをご連絡ください。早急に審議すべき課題が山積となっております。代理人の

ご出席でも結構です。なお2018年5月7日までにご連絡無き場合は、日程をご了承いただけたと見なし、案内状を発送させていただきます。

以上

2018年5月1日

JPDS会長 名倉克己（一般社団法人SVJ理事長）

--

一般社団法人SVJ
615-0835 京都市右京区西京極堤下町30
TEL 075-313-1789
FAX 075-313-1685
svj@wusv.jp

Verein für Deutsche Schäferhunde Japan (SVJ) e.V.
Tsutsumishitacho 30,
615-0835 Kyoto, Japan
TEL +81 75-313-1789
FAX +81 75-313-1685
svj@wusv.jp

異議申立に対する決定

一般社団法人 S V J

会長　名倉克己 殿

平成 30 年 4 月 27 日

J P D S 副会長　釤持　純一

J P D S 事務局長　山口　正

第 1　主文

一般社団法人 S V J の異議申立を棄却する。

第 2　理由

平成 30 年 4 月 18 日開催の J P D S 臨時会において、 S V J が J S V 、 P D に無登録の犬を S V J に登録し、ジーガーショーに出陳した件及び J P D S の名を語りナショナルスペシャルジャッジを申請した件に関し、 S V J の J P D S 加盟団体資格を無期限停止とする決定とこの決定に不服がある場合には 10 日以内に J P D S 事務局に文書にて提出するよう多数決により議決された。

しかるに、 S V J より平成 30 年 4 月 19 日付けにて異議申立がされた。その趣旨は、議題審議と適正な進行を無視して S V J を J P D S から排除することを目的とした公平とは言いがたい会議であったこと、 J P D S 収支計算書による報告がされなかつたこと、 J P D S ジャパンジーガーショー開催準備全般の審議を放棄したこと、発議の理由の一つ目及び二つ目に関しても異議申立書に記載されているところである。

しかしながら、 S V J の緊急動議を含めた審議は、 J P D S 規約書に定める手続に何ら反することなく行われ、多数決により決定されたものであり、公平に反することは一切ない。平成 30 年 4 月 18 日の J P D S の臨時会に手続的瑕疵はない。また、発議の理由の一つ目及び二つ目に関しても、先の議決内容に問題はなく、この点においても先の臨時会

の審議につき瑕疵はない。

よって、S V J の異議は理由がない。

第3 S V への報告

S V J からの異議は認められず、先の決定とおり S V J を J P D S 加盟団体資格を無期限停止とする決定は確定したこと、この旨 S V に報告済みである。

以上